

当院の処方方針(さくら皮膚科医院)

2024年4月

一般名処方について

当院では、薬局で患者様へスムーズに医薬品が提供されるよう、後発医薬品があるお薬については、商品名ではなく一般名(有効成分の名称)で処方する場合がございます。

外用剤について

外用剤は、主剤(有効成分)が同じでも、添加物等が異なると効き方などがかなり違ってくることがあります。そのため、次のようにさせていただきます。

(1) 添加物に違いがあるため、後発品でなくて先発品を使用すべきと思われる場合は、先発品の商品名で処方箋に記載し、変更不可とします。

例: フロピック軟膏、トプシムクリーム、フルメタ軟膏、フルメタクリーム、アンテベート軟膏、アンテベートローション、メサテルムクリーム、メサテルムローション、キンダベート軟膏など

(2) 後発品がない薬剤は、先発品の商品名で処方箋に記載します。

例: トプシムスプレー、ネリゾナソリューション、ホアラ軟膏、ロイト軟膏、ロイトクリームなど

(3) 先発品よりも安い後発品がない場合、(安い方の)先発品の商品名で処方箋に記載します。

例: ネリゾナ軟膏、ネリゾナユニバーサルクリーム、リトメックスローション、アルメタ軟膏など

(4) 上記(1)～(3)以外の外用剤は、原則として一般名処方で処方箋に記載します。

以上